

秋田県告示第250号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和5年6月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
令和5年4月28日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社さとう住設
横手市増田町増田字新町72番地9
代表取締役 佐藤 匡哉
秋田県知事許可（般-2）第081378号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
令和5年4月28日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。